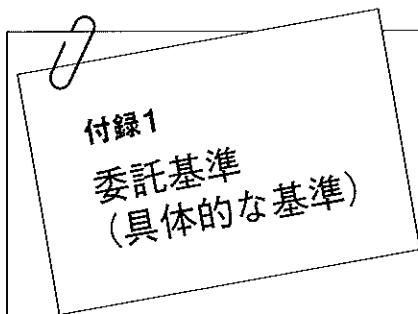


## 付録1

委託基準(具体的な基準)

1—人員に関する基準

2—施設又は設備等に関する基準



### ① 人員に関する基準

- A 保健指導の業務を統括する者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。
- B 「動機付け支援」や「積極的支援」において、(1)初回の面接、(2)対象者の行動目標・支援計画の作成、(3)保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。(ただし高齢者の医療確保法施行後5年間に限り、一定の保健指導の実務経験のある看護師も行うことができる。)
- C 対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められている。
- D 「動機付け支援」や「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されること。
- E 「動機付け支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されていること。
- F 保健指導プログラムに応じて、再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
- G 保健指導者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。
- H 保健指導対象者が治療中の場合には、Cに掲げる者が必要に応じて当該保健指導対象者の主治医と連携を図ること。

### ② 施設又は設備等に関する基準

- A 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。
- B 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設(部屋)が確保されていること。
- C 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急措置の設備を有していること。
- D 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること。

### 3 保健指導の内容に関する基準

- A 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。
- B 具体的な保健指導プログラム(支援のための材料、学習教材等を含む)は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。
- C 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取組むこと。
- D 個別指導を行う場合はプライバシーが保護された場で行われること。
- E 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。
- F 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

### 4 保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

- A 本プログラムにおいて定める電子的標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果(腹囲、体重)等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。
- B 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものが、適切に保管・管理されていること。
- C 正当な理由がなく、その業務上知りえた保健指導対象者の情報を漏らしてはならない。
- D 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- E 医療保険者の委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。
- F インターネットを利用した保健指導を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の6.9外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理に規定されているとおり、(1)秘匿性の確保のための適切な暗号化、(2)通信の起点・終点識別のための認証、(3)リモートログイン制御機構により安全管理を行うこと。さらに、(1)インターネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること、(2)インターネット上で健診データを入手できるサービスを受けることについて必ず本人の同意を得ること、(3)当該同意を得られない者の健診データは、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所とし、外部から物理的にアクセスできないようにすること等により、外部への情報漏洩、不正アクセス及びコンピューター・ウイルスの進入等の防止のための安全管理を徹底すること。
- G 保健指導結果の分析等を行うため、医療保険者の委託を受けて保健指導結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。

## 5 運営等に関する基準

- A 対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導(たとえば、土日祝日・夜間に行うなど)を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- B 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- C 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととともに、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売等を行わないこと。
- D 保健指導実践者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該保健指導実践者の資質の向上に努めていること。
- E 本プログラムに定める内容の保健指導を適かつ継続的に実施することができる財政基盤を有すること。
- F 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本規準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- G 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要を医療保険者及び実施者が前もって確認できる方法(ホームページ上の掲載等)を通じて、幅広く周知すること。
  - 1. 事業の目的及び運営の方針
  - 2. 統括者の氏名及び職種
  - 3. 従業員の職種及び員数
  - 4. 保健指導実施日及び実施時間
  - 5. 保健指導の内容及び価格その他費用の額
  - 6. 通常の事業の実施地域
  - 7. 緊急時における対応
  - 8. その他運営に関する重要な事項
- H 保健指導実践者に身分を証する書類を携行させ、保健指導対象者から求められたときは、これを揭示すること。
- I 保健指導実践者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について、衛生的な管理を行うこと。
- J 保健指導機関について、虚偽または誇大な広告を行わないこと。
- K 保健指導対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- L 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

Memo

主任研究者

森 晃爾 産業医科大学 産業医実務研修センター

共同研究者

石原逸子 産業医科大学 産業保健学部

亀田高志 産業医科大学 産業医実務研修センター

研究協力者

飯野直子 産業医科大学 産業医実務研修センター

亀ヶ谷律子 財団法人結核予防会

櫻木園子 産業医科大学 産業医実務研修センター

寺井美佐栄 産業医科大学 産業医実務研修センター

中谷淳子 産業医科大学 産業保健学部

中本真理 産業医科大学 産業医実務研修センター

原 善子 産業医科大学 産業保健学部

医療保険者が保健指導を委託する際の  
委託先の保健指導の質の評価ガイド

第Ⅰ部－2  
委託基準の遵守状況の確認

発行日

2008年3月1日

編著

産業医科大学 産業医実務研修センター

森 晃爾

印刷所

和光印刷株式会社

デザイン

大向デザイン事務所

発行所

産業医科大学 産業医実務研修センター

住所 〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

電話番号 (093) 691-7171(代表)